

熊本大学病院治験取扱標準業務手順書改訂内容一覧

(第 19.0 版から第 20.0 版への改訂、改訂日：2025 年 10 月 1 日)

条項	第 19.0 版	第 20.0 版	改訂理由
第53条 (治験薬管 理者の設置 等)	5 病院長は、必要に応じて治験薬管理者を補助する者を置く。	5 <u>治験薬管理者</u> は、必要に応じて治験薬管理者を補助する者を置 き、 <u>薬剤部薬剤師</u> をもって充てる。必要に応じて、 <u>別途</u> 治験薬管 理者を補助する者を置く。	実状に則り 整備
附則	—	附則 2 1 (令和 7 年 1 0 月 1 日) 1 令和 7 年 1 0 月 1 日改訂版を 2 0 . 0 版とする。	追加